

ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱い（案）に対する意見

2019年2月22日

京都生活協同組合

理事長 畑 忠男

(はじめに)

ゲノム編集技術を利用した新しい生物が実用化され始めています。国において、こうした生物の食品衛生上の取扱いについての話し合いがおこなわれ、外来遺伝子が残存した新しい生物は、遺伝子組換え作物と同等の審査が必要になります。しかし、外来遺伝子が残存しない生物は、国の安全性審査の必要はなく届出について、法的義務はないとされています。さらに、オフターゲットの可能性や予期せぬタンパク質（アレルゲンなど）が算出された場合の安全性の担保は、国ではなく開発者が確認することになっています。

ゲノム編集を活用した育種が、狙った遺伝子に対して特異的に遺伝子改変をおこさせるということを考えれば、突然変異法と比較してオフターゲットがおこりにくく、的確に遺伝子操作がおこなえることから、国民にとって大きなメリットにつながると可能性があると考えられます。

しかし、内容が専門的すぎることや技術が先行していることから、国民の理解が追いついておらず、国の安全性に関する審査や届出義務がないことが、国民の不安につながる可能性があります。

こうしたことから、以下の点について意見を述べさせていただきます。

1. 国民が理解できるわかりやすい情報を提供してください

ゲノム編集という技術は専門的な内容であることから、国民には理解が難しく安全かどうかを判断できる情報がありません。国民に広くわかりやすい情報を提供することや、リスクコミュニケーションを進めていくことが、国民の理解を深めることにつながると考えます。また、ゲノム編集のメリットだけでなくデメリットについても適切に情報を提供いただき、デメリットに対する国の施策についても明らかにしてください。

2. 外来遺伝子が生物に残存しないゲノム編集であっても国が安全の担保を確認してください。

外来遺伝子を含まないゲノム編集した生物は突然変異法による育種と比較し、同等の安全性を有するとの考えから、届出は義務化せず、安全の確認については、開発者がおこなうことになっています。しかし、これでは安全の担保に客観性がなく開発者の意思に大きく左右される可能性も否定できません。また、国民は遺伝子組換え作物と同様に、この新しい遺伝子を操作する技術に対して不安を持っており、国としても慎重に対応を進める必要があります。こうしたことから、たとえ外来遺伝子が残存しないゲノム編集であっても、国が積極的に関与し、安全性の確認をするべきと考えます。

以上